

第二百十九号議案

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。